

児童福祉施設最低基準について（社会的養護関係）

資料2-1

1. 乳児院

分類	基準の内容		条	項	号	創設年度	直近改正年度
① 職員配置関係	乳児10人以上	乳児院には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	21	1		S23	H17
		看護師の数は、おおむね乳児の数を1.7で除して得た数（その数が7人未満であるときは7人）以上とする。		2		S23	H9
		看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳児10人の乳児院には2人以上、乳児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。		3		S23	H9
	乳児10人未満	嘱託医、看護師及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。	22	1		S23	H9
		看護師の数は、7人以上とする。ただし、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。		2		S23	H9
② 居室面積等関係（一部は④その他）	乳児10人以上	寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、調理室、浴室及び便所を設けること。（※ 寝室、観察室及び調理室のみ②居室面積等関係）	19	1		S23	H9
		寝室及び観察室の面積は、それぞれ乳児1人につき1.65㎡以上であること。		2		S23	S33
	乳児10人未満	乳児の養育に専用の室を設けること。	20	1		S23	—
		専用室の面積は、1室につき9.91㎡以上とし、乳児1人につき1.65㎡以上であること。		2		S23	S33
④ その他	乳児院における養育は、乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。		23	1		S54	—
	養育の内容は、精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期に行う身体測定のほか、第12条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。			2		S23	H9
	乳児院（乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。		24			S23	H9
	乳児院の長は、第23条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の乳児について、乳児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。		24の2			H16	—
	乳児院の長は、乳児の保護者及び必要に応じ当該乳児を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、乳児の養育につき、その協力を求めなければならない。		25			S54	—

2. 児童養護施設

分類	基準の内容	条	項	号	創設年度	直近改正年度
① 職員配置関係	児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	42	1		S23	H17
	職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。		2		S23	—
	児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね6人につき1人以上とする。		3		S23	S54
② 居室面積等関係（一部は④その他）	児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 三 大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者 四～八 (略)	41		1	S23	—
	居室の面積は、1人につき3.3㎡以上とすること。			2	S23	H9
④ その他	児童の居室の一室の定員は、これを15人以下とする。	41		2	S23	—
	入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。			3	S23	S61
	便所は、男子用と女子用とを別にする。			4	S23	S61
	児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。			5	S23	—
	入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。			6	S23	—
	児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。		44	1		S23
	児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。	2			H9	—
	児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。	45	1		S23	H9
	職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。		2		S23	S61
	私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があったときには、その収入を適切に処分しなければならない。		3		S23	S61
	児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の用途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。		4		S23	—
	児童養護施設の長は、第44条第1項及び前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	45の2			H16	—
児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。	46			S23	—	
児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	47			S23	H9 ₂	

3. 情緒障害児短期治療施設

分類	基準の内容	条	項	号	創設年度	直近改正年度
① 職員配置関係	情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	75	1		S54	H17
	医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。		2		S54	H14
	心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得る者又は大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。		3		S54	H13
	心理療法を担当する職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。		4		S54	—
	児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童5人につき1人以上とする。		5		S54	—
② 居室面積等関係 (一部は④その他)	児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。 (※ 児童の居室及び調理室のみ②居室面積等関係)	74	1		S54	—
	児童の居室の面積は、1人につき3.3㎡以上とすること。		2		S54	H9
④ その他	児童の居室の一室の定員は、これを5人以下とする。	74	2		S54	—
	男子と女子の居室は、これを別にする。		3		S54	—
	便所は、男子用と女子用とを別にする。		4		S54	S61
	情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。	76	1		S54	H9
	情緒障害児短期治療施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。		2		H9	—
	情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	76の2			H16	—
	情緒障害児短期治療施設については、第46条の規定を準用する。	77			S54	—
情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	78	3		S54	H9	

4. 児童自立支援施設

分類	基準の内容	条	項	創設年度	直近改正年度
①職員配置関係	児童自立支援施設には、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	80	1	S23	H17
	職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。		2	S23	—
	児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童5人につき1人以上とする。		3	S23	S61
	児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、児童自立支援専門員養成所が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならない。 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士となる資格を有する者 三 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）従事した者 四 (略)	81		S23	H18
	児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士となる資格を有する者 三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 四～八 (略)	82		S23	H18
	児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士となる資格を有する者 三 3年以上児童自立支援事業に従事した者	83		S23	H18
②居室面積等関係	前項に規定する設備以外の設備については、第41条の規定を準用する。	79	2	S23	—
④その他	児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあってはこの限りでない。	79	1	S23	H9
	男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。		2	S23	—
	児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適正及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目標としなければならない。	84	1	S23	H9
	学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあってはこの限りでない。		2	S23	—
	生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第44条及び第45条の規定を準用する。		3	S23	H9
	児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	84の2		H16	—
	児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。	85		S23	—
	児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。	87		S23	H9
児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。	88		S23	H9	

5. 母子生活支援施設

分類	基準の内容	条	項	号	創設年度	直近改正年度
①職員配置関係	母子生活支援施設には、母子指導員（母子生活支援施設において、母子の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。	27			S23	H17
	母子指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 保育士の資格を有する者 三 社会福祉士の資格を有する者 四 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの	28			S23	H16
②居室面積等関係（一部は④その他）	母子室、集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる。 （※ 母子室及び調理場のみ②居室面積等関係）	26	1		S23	H9
	母子室の面積は、おおむね1人につき3.3㎡以上であること。			3	S23	H9
	母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第33条第2項を除く。）を準用する。	31			S23	—
④その他	母子室は、1世帯につき1室以上とすること。			2	S23	—
	乳児又は幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。	26		4	S23	—
	乳児又は幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳児又は幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。			5	S23	—
	母子生活支援施設における生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。	29			S23	H9
	母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘察して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	29の2			H16	—
	母子生活支援施設に授産場を設けるときは、その運営につき労働基準法 の精神を遵守しなければならない。	30			S23	—
	母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童の通学する学校、児童相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならない。	30の2			H9	—

6. 児童家庭支援センター

分類	基準の内容	条	項	号	創設年度	直近改正年度
④その他	児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。	88 の2			H9	—
	児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。	88 の3	1		H9	—
	前項の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。		2		H9	—
	児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。	88 の4	1		H9	—
	児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。		2		H9	—
	児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。		3		H9	—

7. 児童福祉施設共通部分

分類	基準の内容	条	項	創設年度	直近改正年度	
③ 人権関係	虐待等の禁止	9	2	H16	—	
	懲戒に係る権限の濫用禁止	9	3	H9	—	
	食事	児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。	11	1	H20	—
		児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。		2	S23	S54
		食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。		3	S48	—
		調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。		4	S48	—
	秘密保持等	児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	14	1	H16	—
児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。		2		H16	—	
④ その他	最低基準の向上	3	1	S23	—	
			5	S23	—	
	最低基準と児童福祉施設	4	1	S23	—	
			2	S23	—	
	児童福祉施設の構造設備の一般原則	5	1	S61	—	
			2	S23	—	
	児童福祉施設と非常災害	6	1	S23	—	
			2	S23	—	
職員の一般的要件	7		S23	—		
職員の知識及び技能の向上等	7	2	1	H17	—	
			2	H17	—	

分類	基準の内容	条	項	創設年度	直近改正年度	
④その他	他の社会福祉施設を併せて設置するときの基準	8		S54	-	
	入所した者を平等に取り扱う原則	9		S23	-	
	衛生管理等	児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	10	1	S23	S61
		児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		2	S23	H15
		児童福祉施設（助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）においては、1週間に2回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。		3	S23	S48
		児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。		4	S23	H15
	苦情への対応	児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	14の3	1	H12	-
		乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。		2	H17	-
		児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		3	H12	-
		児童福祉施設は、運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。		4	H12	-
	入所した者及び職員の健康診断	児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	12	1	S23	-
		児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。		2	H9	-
		児童相談所等における児童の入所前の健康診断		入所した児童に対する入所時の健康診断		
		児童が通学する学校における健康診断		定期の健康診断又は臨時の健康診断		
児童福祉施設の長は、第1項の健康診断に当たっては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。		3		S54		
第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に報告しなければならない。		4		S23	-	
児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	5	S23	-			
児童福祉施設内部の規程	児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。 一 入所する者の援助に関する事項 二 その他施設の管理についての重要事項	13		S23	S54	
児童福祉施設に備える帳簿	児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	14		S23	S61	

(参考) 児童福祉施設最低基準 (昭和23年厚生省令第63号) の根拠規定について

児童福祉法 (昭和22年法律第164号)

第45条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営について水準の向上を図ることに努めるものとする。